

## 令和4年度 男女の給与の差異の情報公表

特定事業主名：泉崎村

### 1. 全職員

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	84.9%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	95.3%
全職員	71.6%

### 2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

\* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

#### (1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	-
本庁課長相当職	-
本庁課長補佐相当職	90.6%
本庁係長相当職	92.7%

#### (2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	-
31～35年	91.4%
26～30年	88.7%
21～25年	82.9%
16～20年	74.1%
11～15年	-
6～10年	-
1～5年	56.7%

#### 【説明欄】

- 役職段階の本庁部局長・次長相当職に該当する職員がいないため記載なし。
- 役職段階の本庁課長相当職について、一方の性別の該当者がいないため記載なし。
- 勤続年数36年以上、11～15年について、該当する職員がいないため記載なし。
- 勤続年数6～10年について、一方の性別の該当者がいないため記載なし。
- 扶養手当や住居手当について、世帯主や住居の契約者となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は80.8%、住居手当の受給者に占める男性の割合は80.0%となっている。